

人吉市立中原小学校 P T A 会則

第一章 《名称および事業所》

第 1 条 本会は、人吉市立中原小学校保護者と教師の会（P T A）という。

第 2 条 本会は、事業所を中原小学校に置く。

第二章 《目的および活動》

第 3 条 本会は、児童の健全な成長を図るために、保護者と教師とが協力して、学校及び家庭における教育についての理解を深め、その振興に努める。さらに、児童の校外における生活指導、地域における教育環境の改善を図り、会員相互の学習、その他必要な活動を行う事を目的とする。

第 4 条 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員の資質向上に関すること。
- (2) 児童の保健体育に関すること。
- (3) 児童の校外補導及び地域教育環境の改善充実に関すること。
- (4) 児童の給食に関すること。
- (5) 児童の福利厚生に関すること。
- (6) 家庭と学校との連絡連携、並びに会員相互の情報交換
- (7) 児童の生命安全に関すること。
- (8) 学校の環境整備に関すること。
- (9) 教育助成に関すること。
- (10) その他の関連する必要なこと。

第三章 《方 針》

第 5 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、営利を目的とせず、宗教や政党に関係しない。
- (2) 本会の正規の事業以外の目的のために本会の名称及び役員名を用いない。
- (3) 本会は、目的を同じくして活動する各種協議会、委員会に協力する。
- (4) 本会は、学校行事の指導及び学校教育の方針を支配しない。

第四章 《会 員》

第 6 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者
- (2) 本校に在籍する教職員
- (3) 校区内に居住し、本会の趣旨に賛同する者。ただし、第 3 項に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。

第 7 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、年額 4,000 円とし、分納することができる（5 月と 6 月）

第五章 《経 理》

- 第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によってまかなう。年間の収入予算は、定期総会において、承認を得なければならない。
- 第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終える。

第六章 《役 員》

- 第 11 条 本会の役員は、次のとおりとする。
- ・会長 1 名
 - ・副会長 3 名
 - ・書記 2 名（内 1 名は教職員）
 - ・会計 2 名（内 1 名は教職員）
 - ・家庭教育部長 1 名
 - ・顧問 若干名
- 第 12 条 各役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 13 条 役員は選考委員会が選考した役員候補者を全会員の過半数の承認によって決定する。なお、役員の決定は細則第 1 条に準ずる。
- 第 14 条 会長は、本会を代表し、全ての会議を招集し、会の運営に当たる。
- 第 15 条 副会長は、会長を補佐する。会長不在の場合は、その職務を代行し、地区委員長を兼任する。
- 第 16 条 書記は、記録の作成・保管・各種連絡、その他一般の事務を掌る
- 第 17 条 会計は、会計事務を処理し、書類の保管・財産の管理をなし、総会には、会計監査委員の監査を得た決算報告をする。
- 第 18 条 家庭教育部長は、市 P の家庭教育部に本会の会員を代表して出席する。
- 第 19 条 顧問は、役員会・運営委員会その他の会合に出席し、会の諮問に応ずる。
- 第 20 条 本会の経理を監査するために、3 名の監査委員を置く。
- 第 21 条 会計監査委員は、三地区代表があたり、地区委員会において選出される。
- 第 22 条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。
- 第 23 条 会計監査委員の任期は、1 年とする。ただし、再任してもよい。

第七章 《総 会》

- 第 24 条 総会は定期総会・臨時総会とし、定期総会は 4 月に行い、臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び役員会・運営委員会が必要と認めた場合、または、会員の 10 分の 1 以上の要求がある場合には、会長は、総会を招集しなければならない。
- 第 25 条
- 1 総会は、全会員の 5 分の 1 以上で成立する。
 - 2 定員に満たざる場合は、決議できないが、行事は行う。
 - 3 決議は、出席者の過半数を以て決議する。可否同数の場合は議長が決する。

4 総会の議長は、総会において選出する。

第八章 《運営委員会》

第26条 運営委員会は、役員・各常置委員会並びに臨時委員会の委員長を以て構成され、総会の決議に基づいて、本会の業務を運営し、かつ、総会に提出する議案の調整を行う。

第27条 運営委員会は、構成員の2分の1以上で成立する。

第28条 運営委員会は、構成員の4分の1以上の要求があった場合には、会長は、これを招集しなければならない。

第九章 《常置委員会》

第29条 1 本会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・事項するために、常置委員会を置く。

2 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第30条 1 臨時の必要に応じ、運営委員会は臨時委員会を設けることができる。

2 臨時委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第31条 常置委員会および臨時委員会は、重要事項については、運営委員会の承認を得なければ実行に移すことはできない。

第32条 常置委員会の委員長は、当該委員会委員の互選により選出し、会長がこれを委託する。

第33条 委員長および委員の任期は1年とする。ただし、再任してもよい。

第十章 《細 則》

第34条 本会に慶弔規定を設け、これを別に定める（別添えの慶弔規定参照）

第十一章 《細 則》

第35条 1 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

2 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第十二章 《改 正》

第36条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

ただし、改正案は、総会の開催通知とともに会員に通知しなければならない。

第十三章 《施 行》

本会則は、昭和47年5月6日より施行する。

本会則は、平成31年3月6日より施行する。